

就労継続支援B型事業者による不正請求に係るこれまでの取組み状況等について

令和6年11月13日開催の文教・福祉常任委員会で報告しました就労継続支援B型事業者による不正請求につきましては、事業者に対して不正請求金額の返還を求めてきたところです。

この間、事業者から不正請求金額の返還は無く、また事業者から返還計画等も示されていない状況です。

不正請求金額の徴収に向けた、これまでの取組み状況等について報告いたします。

記

1. 不正請求の概要

- | | |
|------------|----------------------------------------------|
| (1) 事業所名 | 上京ハウス（就労継続支援B型） |
| (2) 開設法人 | MY 1 s t L L C 合同会社（代表社員 吉田昌之） |
| (3) 所在地 | 京都市上京区大猪熊町83の建物の1階 |
| (4) 不正請求額等 | 20,250,897円
(法第8条第2項に基づく加算額5,785,970円を含む) |

2. これまでの経過

- ・令和6年11月1日、京都市より、当該事業者が宇治市に行った不正請求額について報告を受ける。
- ・令和6年11月11日、当該事業者に対し返還請求の通知を行う（令和6年11月25日納付期限）。
- ・令和6年12月2日、法人代表者を呼び出し、早急に返済計画を示すよう指示。
- ・令和6年12月5日、当該事業所の現地調査を実施。

3. 今後の対応

法人代表者に対する損害賠償請求訴訟を視野に準備を進めます。